

令和4年度 松戸市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度松戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 区 域 内 人 口	441,207 人
(2) 年 間 有 収 水 量	41,388,500 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	113,393 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
下水道施設整備費	4,102,285 千円
下水道施設改築費	361,076 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中、新松戸クリーンセンター解体事業の財源に充てるため、企業債80,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益	11,865,669 千円
第1項 営 業 収 益	7,576,085 千円
第2項 営 業 外 収 益	4,289,582 千円
第3項 特 別 利 益	2 千円

支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用	11,595,796 千円
第1項 営 業 費 用	10,611,232 千円
第2項 営 業 外 費 用	888,743 千円
第3項 特 別 損 失	85,821 千円
第4項 予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,944,500千円は、過年度分損益勘定留保資金226,063千円、当年度分損益勘定留保資金2,448,550千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額269,887千円で補てんするものとする）。

収入

第1款	資本的収入	6,041,177千円
第1項	企業債	3,247,700千円
第2項	出資金	1,331,640千円
第3項	補助金	1,308,716千円
第4項	負担金	151,320千円
第5項	長期貸付金償還金	1,800千円
第6項	その他資本的収入	1千円

支出

第1款	資本的支出	8,985,677千円
第1項	建設改良費	5,103,703千円
第2項	企業債償還金	3,865,974千円
第3項	投資及び出資金	6,000千円
第4項	予備費	10,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
下水道 事業用 費	特別 損失	新松戸クリーン センター解体事業	500,000千円	4年度	80,000千円
				5年度	260,000千円
				6年度	160,000千円
資本的 支出	建設 改良費	公共汚水幹線整備事業	713,702千円	4年度	285,483千円
				5年度	428,219千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共汚水ます設置工事	令和4年度から 令和5年度まで	19,080千円
下水道事業管理業務委託	令和4年度から 令和7年度まで	136,536千円
松戸市下水道事業公営企業 会計システム導入業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	14,158千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	2,724,500千円	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。ただし企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
流域下水道事業	523,200千円			
新松戸クリーン センター 解体事業	80,000千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 463,109 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健次